２　（略）

（法第百二条第六項の国土交通省令で定める期間）

第六十九条の二　法第百二条第六項の国土交通省令で定める期間は、同項の規定による申請等があつた日から十五日間とする。

（申請等の却下）

第六十九条の三　国土交通大臣（法第七十四条の四の規定の適用があるときは、軽自動車検査協会）は、法第百二条第六項の規定により申請等を却下したときは、遅滞なく、その理由を示して、その旨を当該申請等をした者に通知しなければならない。

附　則

この省令は、令和五年一月一日から施行する。ただし、第五十一条の三、第六十二条の四、第六十七条の二第一項、第六十九条第一項、第六十九条の二（見出しを含む。）及び第六十九条の三の改正規定は、公布の日から施行する。

○国土交通省令第二十九号

復興庁設置法等の一部を改正する法律（令和二年法律第四十六号）の施行に伴い、国土交通省関係東日本大震災復興特別区域法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和三年三月三十一日

国土交通大臣　赤羽　一嘉

国土交通省関係東日本大震災復興特別区域法施行規則の一部を改正する省令

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（集団移転促進事業の特例） **第十一条**　法第五十三条第一項に規定する特定集団移転促進事業（次項において単に「特定集団移転促進事業」という。）を実施する場合における防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律施行令（昭和四十七年政令第四百三十二号）第一条に規定する国土交通省令で定める戸数は、防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律施行規則（昭和四十七年自治省令第二十八号。以下この条において「集団移転促進法施行規則」という。）第一条の規定にかかわらず、五戸とする。ただし、国土交通大臣が特別な事情があると認める場合を除き、集団移転促進法第三条第一項に規定する集団移転促進事業計画において定める移転しようとする住居の数が十戸をこえる場合には、その半数以上の戸数とする。 ２・３　（略）	（集団移転促進事業の特例） **第十一条**　法第五十三条第一項に規定する特定集団移転促進事業（次項において単に「特定集団移転促進事業」という。）又は法第七十七条第一項に規定する復興交付金事業計画に記載された法第二条第十二項に規定する集団移転促進事業を実施する場合における防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律施行令（昭和四十七年政令第四百三十二号）第一条に規定する国土交通省令で定める戸数は、防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律施行規則（昭和四十七年自治省令第二十八号。以下この条において「集団移転促進法施行規則」という。）第一条の規定にかかわらず、五戸とする。ただし、国土交通大臣が特別な事情があると認める場合を除き、集団移転促進法第三条第一項に規定する集団移転促進事業計画において定める移転しようとする住居の数が十戸をこえる場合には、その半数以上の戸数とする。 ２・３　（略）

附　則

（施行期日）

１　この省令は、復興庁設置法等の一部を改正する法律（次項において「改正法」という。）の施行の日（令和三年四月一日）から施行する。

（経過措置）

２　この省令の施行の際現に実施されている改正法第二条の規定による改正前の東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第百二十二号）第七十七条第一項に規定する復興交付金事業計画に記載された同法第二条第十二項に規定する集団移転促進事業については、この省令による改正後の国土交通省関係東日本大震災復興特別区域法施行規則第十一条第一項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

○防衛省令第四号

防衛省設置法（昭和二十九年法律第百六十四号）第十五条第四項及び第十六条第六項、自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第三十条の二第二項、防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号）第四条の二第二項、行政機関職員定員令（昭和四十四年政令第百二十一号）第二条第二項、防衛省組織令（昭和二十九年政令第百七十八号）第百六十九条、第二百十五条第二項及び第二百十七条第三項、自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第百七十九号）第三十条の十三並びに防衛省の職員の給与等に関する法律施行令（昭和二十七年政令第三百六十八号）第三条第十一項及び第四条第一項の規定に基づき、防衛大学校、防衛医科大学校、防衛研究所及び防衛監察本部組織規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和三年三月三十一日

防衛大臣　岸　信夫

防衛大学校、防衛医科大学校、防衛研究所及び防衛監察本部組織規則等の一部を改正する省令

（防衛大学校、防衛医科大学校、防衛研究所及び防衛監察本部組織規則の一部改正）

第一条　防衛大学校、防衛医科大学校、防衛研究所及び防衛監察本部組織規則（昭和二十九年総理府令第三十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定（見出しを含む。以下この条において同じ。）の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。